孙柳斌 先生/女士:

你好!

<u>ルン</u>年<u>1</u>2月<u>ル</u>日,本大使馆接到<u>ディリ</u>警察署关于你被捕的领事通报,罪名是 *心*るお行が得。

根据《维也纳领事关系公约》和中日两国的有关法律规定,本大使馆依权限对你告知如下:

- 一, 我馆非常关注案件的处理进展情况,也很关心你是否受到不公正对待。我馆有权利,义务维护你的合法权益,但不能袒护你的违法或犯罪行为。如你确实触犯日本法律,应深刻反省和悔改,承担相当的法律责任;如被指控罪名与事实有出入,请向警方和检方耐心解释,讲明事实,必要时聘请律师为你辩护。
 - 二, 你在被逮捕,关押期间,如下的基本权利应得到保障:
- 1,除现行犯或其他特殊情况外,警察或检察机关对你逮捕须出示逮捕令;被捕时你应被告知有向本大使馆通报和聘请律师辩护的权利。
- 2, 警察机关逮捕你后应在 48 小时内做出移送检察机关处理或释放的决定检察机关受理后应在 24 小时内做出是否刑事拘留的决定;检察机关逮捕或自警方接管你后,总计一般约在 20 日在做出起诉或释放的决定;如被起诉,将进行审理判决。
- 3, 你的人身不得受到暴力侵犯,生病时可要求就医;饮食、洗澡和室外活动应获得与他人平等的待遇;即使被定为"接见禁止"的情况下,你仍可与律师或本大使馆通讯或会面。
- 4, 你有权聘请律师辩护,可自行寻找并选择你认为合适的法律人士; 如因经济原因无力聘请律师,可请日本警方或检方为你指定免费的"国选律师"。

如你上述正当权益受到侵害,或有其他情况需要协助,可与我馆写信联系,我馆将继续关注。

来信地址:邮编 106-0046 东京都港区元麻布 3-4-33 中華人民共和国駐日本国大使館領事部領僑組

中华人民共和国驻日本国大使馆领事部

2021年 /2月22日

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、当大使館はその付与された権限をもって下記事項をあなたに通知します。

- 一、 当大使館は、あなたが不平等な待遇を受けていないか気にかけています。当大使館には、あなたの正当な権利・利益を守る権力と義務がありますが、あなたの違法または犯罪行為を庇うことはしません。あなたが確かに日本の法律に抵触している場合は、深く反省し、悔い改め、相応の法的な責任を負わなければなりません。もし、事実に反するのであれば、警察・検察側に明確に真実を話し、必要に応じて弁護士を招聘し弁護を依頼してください。
- 二、 あなたが逮捕・拘留されている間も、下記の基本的権利は保障され なければなりません。
- 1、 現行犯あるいはその他特別な事由がある場合を除き、警察・検察側は逮捕する際に逮捕状を必ず呈示しなければならず、あなたは逮捕される際に当大使館に通報される権利及び弁護士を招聘し弁護される権利を告知されなければなりません。
- 2、 警察は、逮捕後 48 時間以内に検察に移送する(送検)か釈放する か決定を下します。検察は、送検から 24 時間以内に拘留するか否か を判断します。検察による逮捕または警察による留置から約 20 日以 内に起訴か釈放かが決定されます。起訴された場合、事件の審理が行 われ判決が言い渡されます。
- 3、 あなたは、暴力を受けてはならず、病気の際は診療を受けられます。 食事、入浴及び屋外活動では、他の人と同様の待遇を受けられます。 仮に「接見禁止」の措置が採られたとしても、あなたは弁護士もしく は当大使館と連絡を取ったり、面会することができます。
- 4、 あなたには、弁護士を招聘し弁護を得る権利があり、自分の弁護に 適していると思われる弁護士を自分で探し選択できます。経済的な理 由で弁護士を招聘できない場合は、警察・検察側に費用負担がない「国 選弁護士」を手配してもらうことも可能です。

もし、あなたの上記の権利及び利益が侵害されたり、その他の助けが必要な際は、当大使館に手紙で連絡ができ、当大使館は引き続き注意を払っていきます。

手紙送付先住所: 〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33 中華人民共和国駐日本大使館領事部

中華人民共和国駐日本大使館領事部 20ン 年 /2 月 22 日